

資料編



港区中小企業振興審議会

第1章

第2章

第3章

第4章

資料編

1 港区中小企業振興審議会条例

○港区中小企業振興審議会条例

昭和五十八年九月十七日

条例第二十六号

(設置)

第一条 区内中小企業の振興発展に寄与するため、区長の附属機関として、港区中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第二条 審議会は、区長の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項を審議して答申する。

- 一 中小企業振興の基本施策に関すること。
- 二 その他区長が特に必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、次の各号に掲げる者で、区長が委嘱する委員十九人以内をもつて組織する。

- 一 学識経験者 七人以内
- 二 区議会議員 四人以内
- 三 産業団体代表者 四人以内
- 四 関係行政機関の職員 四人以内

2 委員の任期は、二年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員)

第四条 審議会に、特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、区長が委嘱する。

3 臨時委員は、当該特別の事項に関する審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長の設置及び権限)

第五条 審議会に会長を置き、第三条第一項第一号の委員のうちから委員の互選により定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故あるときは、あらかじめ会長の指名する委員が会長の職務を代理する。

(招集)

第六条 審議会は、会長が招集する。

(定足数及び表決数)

第七条 審議会は、委員及び議案に関係のある臨時委員の二分の一以上の出席がなければ開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議案に関係のある臨時委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3 前項の場合においては、会長は、委員として議決に加わることができない。

(委任)

第八条 この条例の施行について必要な事項は、区規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

○港区中小企業振興審議会条例施行規則

昭和五十八年九月十七日

規則第四十五号

改正 平成一〇年三月二日規則第二三号

平成一〇年三月三十一日規則第七六号

平成一八年三月三十一日規則第一〇〇号

(趣旨)

第一条 この規則は、港区中小企業振興審議会条例（昭和五十八年港区条例第二十六号。以下「条例」という。）第八条の規定に基づき、港区中小企業振興審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第二条 条例第三条第一項第二号の区議会議員は、次の各号に掲げる職にある者をもつて充てる。

一 議長

二 副議長

三 区民文教常任委員会委員長

四 区民文教常任委員会副委員長

(会議の招集)

第三条 会長は、会議を招集しようとするときは、審議事項、日時、場所その他必要な事項を、開会の日前五日までに、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(答申)

第四条 会長は、会議において議決した事項を、遅滞なく区長に答申しなければならない。

(会議録の作成保存)

第五条 会長は、会議録を調製し、これを保存しなければならない。

(幹事)

第六条 審議会に幹事を置き、区の職員のうちから区長が任命する。

2 幹事は、会長の命を受け会務を処理する。

(庶務)

第七条 審議会の庶務は、産業・地域振興支援部産業振興課がこれを行う。

(委任)

第八条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則（平成一〇年三月二日規則第二三号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則（平成一〇年三月三十一日規則第七六号）

この規則は、平成十年四月一日から施行する。

付 則（平成一八年三月三十一日規則第一〇〇号）

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

2 港区中小企業振興審議会委員名簿

(任期：令和5年6月13日～令和7年6月12日)

選出母体	職	氏名
学識経験者	慶應義塾大学 教授	○ 田 中 幹 大
	法政大学 教授	橋 本 正 洋
	株式会社価値総合研究所 執行役員	山 崎 清
	株式会社アカデミック・ギャングスター 代表取締役	中 川 卓 也
	中小企業診断士	山 川 美 穂 子
	中小企業診断士、社会保険労務士	高 橋 美 紀
区議会議員	議 長	鈴 木 た か や
	副 議 長	七 戸 じ ゅ ん
	区民文教常任委員会 委員長	琴 尾 み さ と
	区民文教常任委員会 副委員長	清 原 和 幸
産業団体代表者	港区商店街連合会 会長	白 井 浩 之
	港区産業団体連合会 会長	井 口 修 一
	東京商工会議所港支部 会長	新 保 雅 敏
	一般社団法人港区観光協会 会長	渡 邊 仁 久
関係行政機関	公益財団法人東京都中小企業振興公社 城南支社長	清 水 郁 男
	地方独立行政法人東京都立産業技術研究センター 城南支所長	水 野 裕 正
	東京信用保証協会 八重洲支店副支店長	大 塚 伸 夫 (令和5年6月30日まで) 矢 坂 広 泰 (令和5年7月1日から)

○は会長

3 港区中小企業振興審議会への諮問文

5 港産産第 1123 号
令和 5 年 6 月 13 日

港区中小企業振興審議会
会 長 様

港区長 武 井 雅 昭

港区中小企業振興審議会条例（昭和 58 年港区条例第 26 号）に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問事項

第 4 次港区産業振興プラン後期計画に盛り込むべき産業振興施策について

2 趣 旨

約 3 年もの長きに亘る新型コロナウイルス感染症の猛威によって、わが国の経済は大きな打撃を受けました。東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会の延期や 1 年後の無観客による開催に象徴されるように、港区に住み、働き、学ぶ人で賑わっていたまちの人出の減少、人々の生活様式や働き方の大きな変化は、区内の多くの店舗、事業所に影響を与えました。

区は、令和 3 年 3 月、新型コロナウイルス感染症の感染拡大によって厳しい経営状況にある区内中小企業の事業継続を強力に支えるため、第 4 次港区産業振興プランを策定し、きめ細かな経営相談や特別融資あっせんによる資金繰り支援、商店街をはじめとした区内店舗における消費喚起支援など、各種計上事業に取り組んでまいりました。

感染症の収束の兆しが見え始め、まちに多くの人の姿が戻ってきたことと相まって、わが国の景気は緩やかな回復基調を見せ始めています。区内中小企業の景況についても、コロナ禍で大きく落ち込んだ状況を脱しつつあり、積極的な事業活動を展開していこうとする事業者が多く見られます。

一方で、コロナ禍で進んだ DX 化への対応、エネルギー価格や原材料価格の上昇による光熱費、消費者物価の高騰、人件費の高騰や極端な人材不足、各種制度改正への対応など、区内中小企業は新たな経営課題に直面しています。

この度、第 4 次産業振興プランの計画期間の中間年を迎えるにあたり、社会経済状況の変化や、区内中小企業が抱える課題やニーズに柔軟かつ的確に対応し、地域経済の回復と区内産業の活性化を実現するために、第 4 次港区産業振興プラン後期計画に盛り込むべき産業振興施策について、港区中小企業振興審議会に諮問します。

4 答申書

答 申 書

令和6年2月6日

港区長 武井 雅昭 様

港区中小企業振興審議会
会長 田 中 幹 大

港区は、首都東京の中心地として日本有数のビジネス街が形成され、交通利便性が高く、活発な経済活動が展開されている地域です。大企業本社や外資系企業をはじめとした多様な企業、先端的な知見や技術を有する大学、大使館が集積しているとともに、繁華街や古くから地域で親しまれてきた商店街、観光資源も多く、高いブランド力と知名度を有しています。こうした環境がスタートアップを区内に呼び込み、創業の地としても多くの企業に選ばれています。

長期間に及んだコロナ禍で落ち込んだ業況が回復基調を見せ、まちのにぎわいが戻りつつある一方で、エネルギーや原材料価格の高騰、人件費の高騰、極端な円安、人材不足などにより、今後も区内中小企業や店舗にとって厳しい経営状況が続くことが見込まれます。

加えて、社会経済状況や消費者ニーズの変化・多様化により、感染症や自然災害の影響下でも事業を継続できる経営体制の構築、SDGsや脱炭素化、循環経済への移行、働き方改革など社会的な課題を踏まえた事業展開、デジタル化による事業効率化・生産性の向上など多様な取組が中小企業にも求められているほか、区内店舗には、インバウンドの増加も相まって、キャッシュレスをはじめとした利便性の向上、より広く魅力を発信する取組などが重要となっています。

港区は、令和4（2022）年4月に産業振興センターを開設し、港区の企業・人・地域の力を一つに結び付ける産業振興拠点として、新たな機能や取組により、中小企業・スタートアップ支援策を推進しています。また、区民の消費生活を支え、地域のにぎわいを創出する商店街の活動を支援しています。

新たな価値を生み出し、にぎわいと活力のある港区を創っていくためには、区内産業・商業の中心であり、地域経済を担う中小企業やスタートアップが絶えず活発に交流し、港区に住む人、働く人、観光客など多くの方が商店街に集う環境を持続的に発展させていくことが不可欠です。

以上を踏まえ、令和5年6月13日付け諮問事項「第4次港区産業振興プラン後期計画に盛り込むべき産業振興施策」について、別記のとおり答申します。

5 港区中小企業振興審議会審議経過

[令和5年度]

回	開催日	審議事項
第1回	令和5年 6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次港区産業振興プラン後期計画に盛り込むべき産業振興施策について ・会長選任 ・区長諮問 ・港区の産業振興に関するご意見
第2回	7月25日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次港区産業振興プラン後期計画に盛り込むべき産業振興施策について ・前期計画における課題等について ・中小企業支援について ・商店街支援について
第3回	8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次港区産業振興プラン後期計画に盛り込むべき産業振興施策について ・スタートアップ支援について ・全体を通して意見交換
第4回	10月24日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次港区産業振興プラン後期計画に盛り込むべき産業振興施策について ・答申の中間報告（案）について
第5回	令和6年 1月23日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次港区産業振興プラン後期計画に盛り込むべき産業振興施策について ・プラン素案に寄せられた区民意見及び区の対応について ・答申（案）について
第6回	2月6日	<ul style="list-style-type: none"> ○第4次港区産業振興プラン後期計画に盛り込むべき産業振興施策について ・答申

6 審議会における主な意見

1. 中小企業支援

〔人材確保・人材育成〕
大きな課題は人材確保。賃上げが解決策の一つだが難しい。
法改正を踏まえ、外国人労働者を積極的に雇用する環境づくり、マッチングが必要。
大企業OBをアドバイザーとして人材育成に活用している事例もある。区がそのようなマッチングを担う仕組みがあるとよい。
経験者の採用は難しい。未経験者をうまく育てるプログラムが大事。
広く全体への支援だけでなく、業種等に応じた個別的な支援、人材育成支援も必要。
仕事のやり方、必要なスキルを、会社ごとではなく標準化する必要がある。中小企業の業務プロセスに合わせた人材育成が必要。
〔経営支援〕
中小企業支援はステージや経営環境に応じた対応が必要。
助成金を交付して終わりにせず、交付先のアフターフォローが効果的。
〔機会創出〕
大企業ではできないこともあり、中小企業にとって大企業との連携が大切。
企業間マッチングを区が積極的に仕掛け、人が集まる場所をつくる必要がある。
クリエイターがアイデアを生むには人とのつながりや街からの刺激が必要。異業種の人との交流が大切。

2. 商店街支援

〔人材マッチング〕
どの店も人材不足が顕著で、人手が足りず時短営業になり、ナイトタイムエコノミーに結びついていない。
〔需要開拓〕
インバウンド含め、今後の伸びしろとして需要を開拓できるのはナイトタイム。
インフルエンサーによる発信が外国人の来店きっかけになっており、小さい店でも魅力があれば客は来る。効果的な発信方法など、アドバイスをもらえるとよい。
情報発信によって外国人に来店を促すのと合わせて、キャッシュレス化を進めることも必要。
〔再開発との連携〕
再開発があっても、既存の地元商店街への加入や周辺商店街との連携などを強く促せるような仕組みが欲しい。

3. スタートアップ支援

[港区ならではの支援]
国や都は同じような支援を行っており、サービスが重なっているため、独自性を発揮すべき。
海外への展開は、事業に通じ、英語のプレゼンができる人と組んで支援していくことは、区の魅力になる。
創業支援はあるが、ステージごとの展開がなく、それを支える人材がないため、支援人材の育成が必要。
多様な機関での支援策が多数あり、どれを使っていいかわからないので、アドバイスできる人が必要。
[エコシステムの構築]
スタートアップ企業が不利な立場にならないよう、エコシステムを監視する仕組みが必要になる。
[人材交流]
社長塾、セミナーなどイベントをきっかけとして、参加者のネットワークを作っていく仕組みが良い。
[優先発注]
実績をつくるために、区の困りごと（社会的課題）を対象に公募して実績を作り、他の事業に広げていくことができないか。

港区中小企業振興審議会答申式



7 関連統計データ

1. 港区の地域経済循環

地域経済循環図は、地域内外のお金の流れを「生産（付加価値額）」、「分配（所得）」、「支出」の3つの経済活動を通じて可視化し、地域経済の全体像と、各段階におけるお金の流出・流入の状況を見ることができるようにしたものです。

地域経済循環図から港区の産業の特徴をみると、港区の「地域経済循環率」は478.7%と、東京23区内では千代田区（693.0%）、中央区（504.6%）に続く高い値となっています。地域経済循環率は、地域経済の自立度を示しており、この値が高いほど他地域から流入する所得に対する依存度が低い、もしくは他地域から流入した支出により生産が膨らんでいるといえます。

港区の産業が生み出した「生産（付加価値額）」は約10兆5千億円で、第3次産業が突出しており、また、「支出」では特に民間消費額とその他支出の項目において地域外からの流入が多くなっています。一方で、「分配（所得）」をみると、雇用者所得とその他所得において地域外への流出が多くなっています。

このことから、港区へ区外から多くの人働きに来るとともに、民間企業を主として区内で活発な投資が行われていることが分かります。

図表 港区の地域経済循環図（平成30年）



出典：地域経済分析システム（RESAS※）

2. 港区の産業別の概況

(1) 情報通信業

港区の情報通信業をみると、区全体で民営事業所の従業者数が約25万人と最も多く、区の主要産業の一つであるといえます。令和3（2021）年における民営事業所数の内訳をみると、「情報サービス業」（1,970事業所）が最も多く、次いで、「映像・音声・文字情報制作業」（1,259事業所）となっており、この2業種で約8割を占めています。

平成28（2016）年と比較すると、民営事業所数は853事業所（27.7%）、従業者数は59,738人（31.4%）と、ともに大きく増加しています。業種別にみると、区全体の民営事業所数では「インターネット付随サービス業」が204事業所（59.6%）増加し、従業者数では「情報サービス業」が4万1,939人（36.3%）増加しています。

図表 情報通信業の民営事業所数と従業者数の変化

業種	民営事業所数（単位：事業所）			従業者数（単位：人）		
	H28	R3	増減率 H28-R3	H28	R3	増減率 H28-R3
通信業	77	99	28.6%	16,620	23,490	41.3%
放送業	57	55	-3.5%	9,310	8,289	-11.0%
情報サービス業	1,490	1,970	32.2%	115,498	157,437	36.3%
インターネット付随サービス業	342	546	59.6%	17,704	28,307	59.9%
映像・音声・文字情報制作業	1,102	1,259	14.2%	29,985	32,126	7.1%
不明	10	2	-	1,042	248	-
合計	3,078	3,931	27.7%	190,159	249,897	31.4%

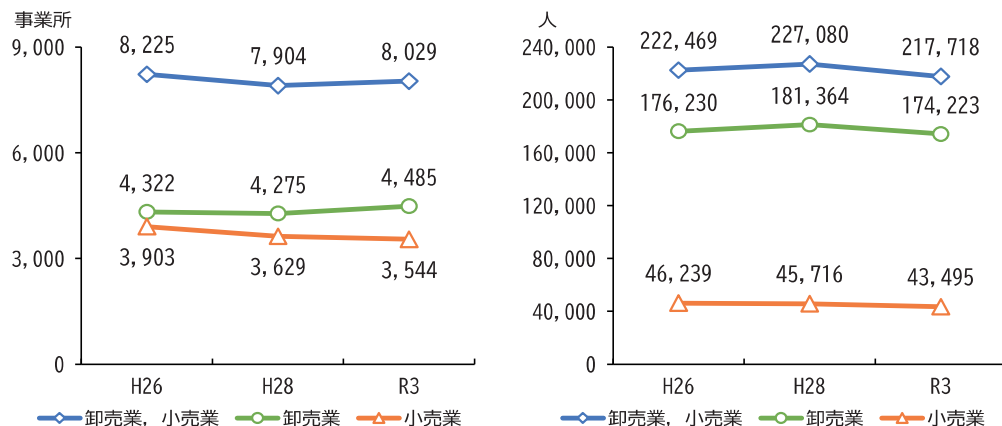
出典：経済センサス基礎調査（平成28年）、経済センサス活動調査（令和3年）

(2) 卸売業、小売業

港区の卸売業、小売業をみると、令和3（2021）年の民営事業所数は8,029事業所となっており、平成28（2016）年と比較すると125事業所（1.6%）増加しています。内訳をみると、「卸売業」が210事業所（4.9%）の増加に対し、「小売業」では85事業所（2.3%）減少しました。

一方、民営事業所の従業者数をみると、卸売業、小売業全体では21万7,718人と9,362人（4.1%）減少し、「卸売業」では7,141人（3.9%）、「小売業」では2,221人（4.9%）減少しています。

図表 卸売業、小売業の民営事業所数（左）と民営事業所の従業者数（右）の推移

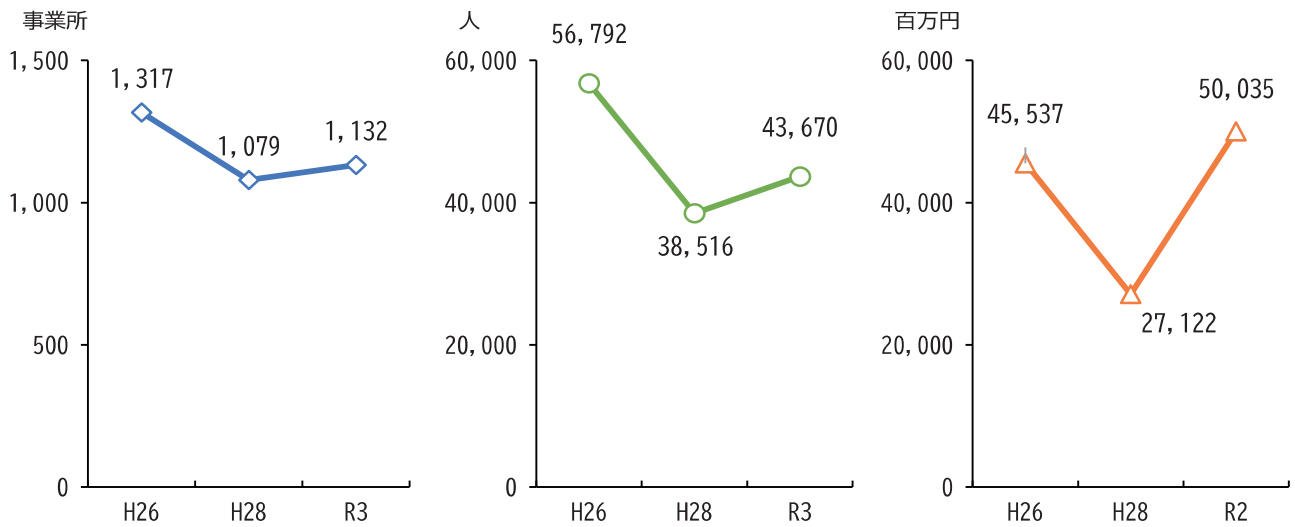


出典：経済センサス基礎調査（平成26年）、経済センサス活動調査（平成28年、令和3年）

(3) 製造業

港区の製造業についてみると、令和3（2021）年の民営事業所数は1,132事業所と、平成28（2016）年と比べて53事業所（4.9%）増加しています。同様に民営事業所の従業者数についてみると、令和3（2021）年では4万3,670人となっており、平成28（2016）年から5,154人（13.4%）増加しています。さらに、製造品出荷額は令和2（2020）年では約500億円であり、平成28（2016）年と比較すると約229億円（84.5%）もの大幅な増加となっています。

図表 製造業の民営事業所数（左）、従業者数（中央）、製造品出荷額（右）の推移

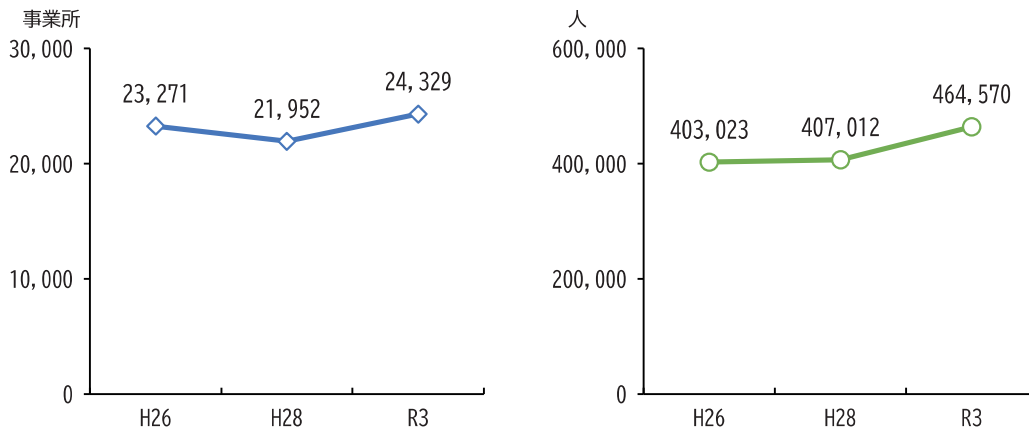


出典：民営事業所数、従業者数は経済センサスー基礎調査（平成26年）、経済センサスー活動調査（平成28年、令和3年）、製造品出荷額は工業統計、経済センサス

(4) サービス業

港区のサービス業についてみると、令和3（2021）年の民営事業所数は2万4,329事業所と、平成28（2016）年と比較して2,377事業所（10.8%）増加しています。また、民営事業所の従業者数は、46万4,570人と平成28（2016）年と比較して5万7,558人（14.1%）と大きく増加しています。

図表 サービス業の民営事業所数（左）と従業者数（右）の推移



出典：経済センサスー基礎調査（平成26年）、経済センサスー活動調査（平成28年、令和3年）

8 基礎調査結果の概要

1. アンケート調査の概要

区内事業者が置かれている状況や抱えている課題、区民の港区の産業に対するイメージや日頃の買い物行動などを把握するため、令和4（2022）年度に、「第4次港区産業振興プラン後期計画策定に係る基礎調査」を実施しました。

区内事業者については、業種によって現状や課題が異なることが想定されるため、「ものづくり・IT関連事業者」と「商業・サービス業関連事業者」を区分して調査を実施しました。

調査結果の概要は、以下のとおりです。

(1) アンケート回収数・回収率等

【ものづくり・IT関連事業者】

※産業分類の業種別の事業所数割合に応じて無作為に抽出

抽出数	回収数	回収率	調査項目
1,500 件	240 件	16.0%	事業所の属性、経営状況、立地環境、課題と方向性、支援ニーズなど

【商業・サービス業関連事業者】

※産業分類の業種別の事業所数割合に応じて無作為に抽出

抽出数	回収数	回収率	調査項目
1,500 件	186 件	12.4%	事業所の属性、店舗・事業所の顧客、経営状況、立地環境、課題と方向性、支援ニーズなど

【区民】

※住民基本台帳から満18歳～76歳未満の人を無作為に抽出

抽出数	回収数	回収率	調査項目
2,500 件	545 件	21.8%	回答者の属性、日頃の買い物行動、自宅周辺の買い物環境、港区の産業など

※「第4次港区産業振興プラン後期計画策定に係る基礎調査報告書」の詳細は、右下の二次元コードからご確認いただけます。

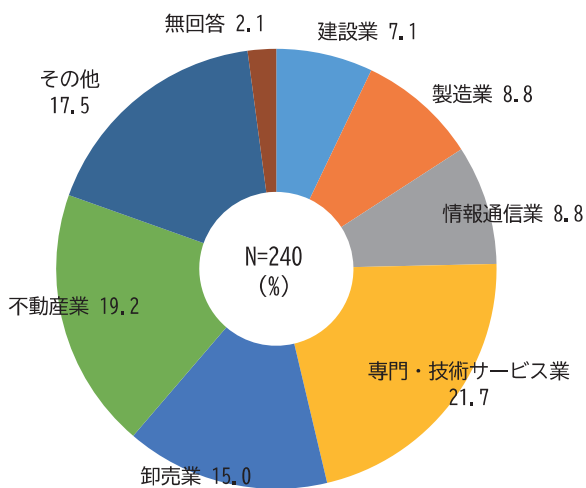


(2) アンケート結果

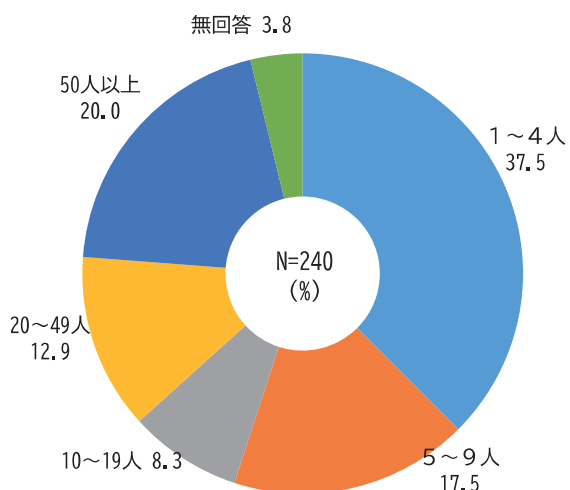
【ものづくり・IT 関連事業者】

① 事業所の属性

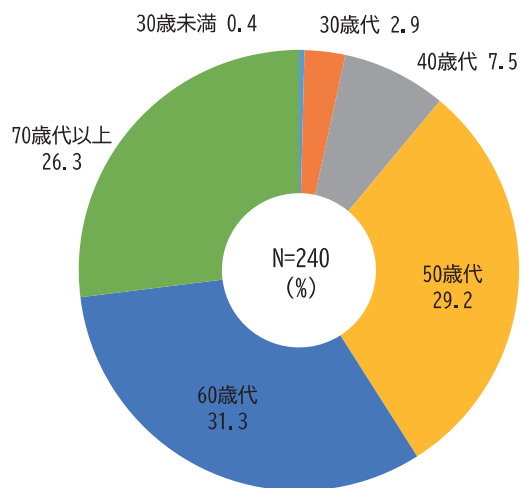
業種



従業員の数



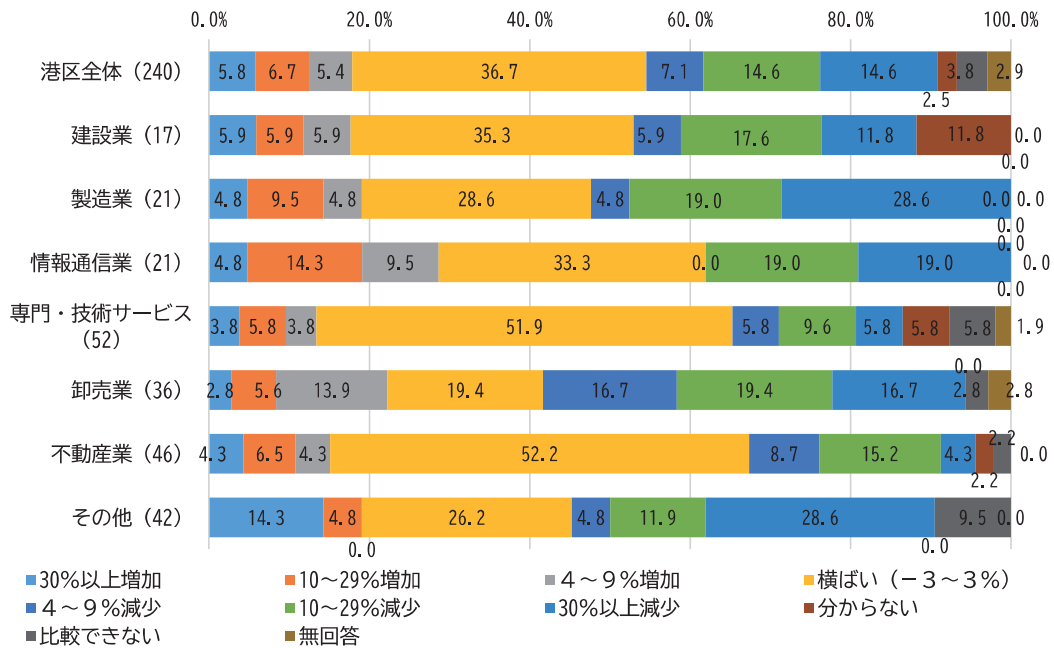
経営者の年代



②経営の状況

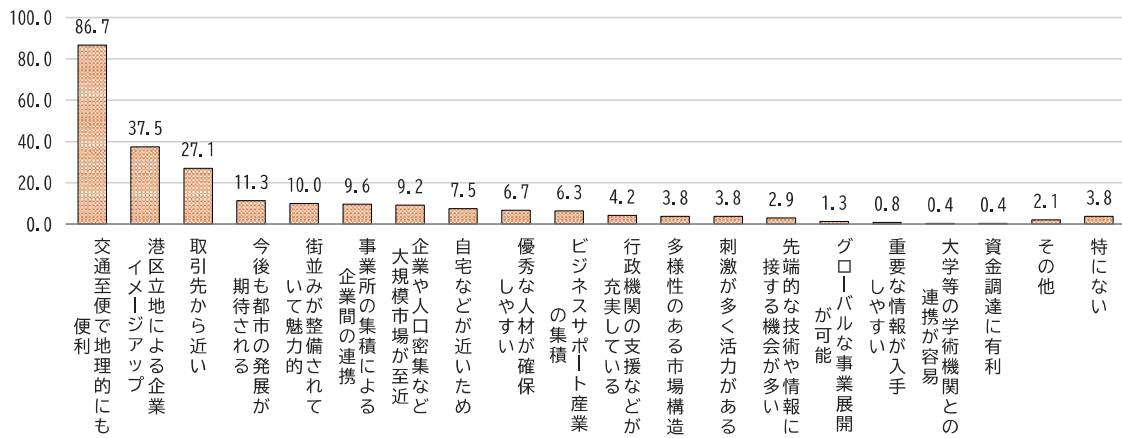
港区全体では、直近の決算年度と3年前を比較した売上高の変化について聞いてみると、「横ばい(-3~3%)」が36.7%と最も多く、次いで「10~29%減少」と「30%以上減少」がともに14.6%となっています。

直近と3年前の売上高の比較（業種別）

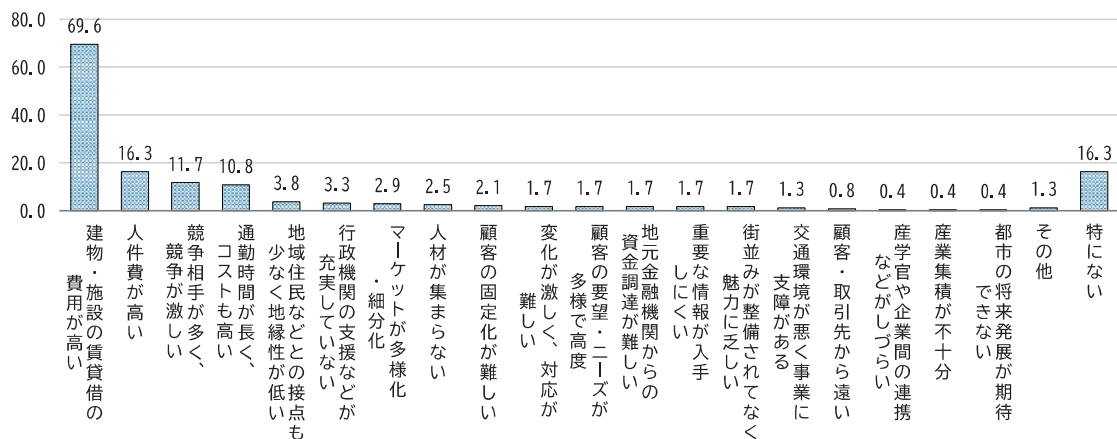


③ 立地環境

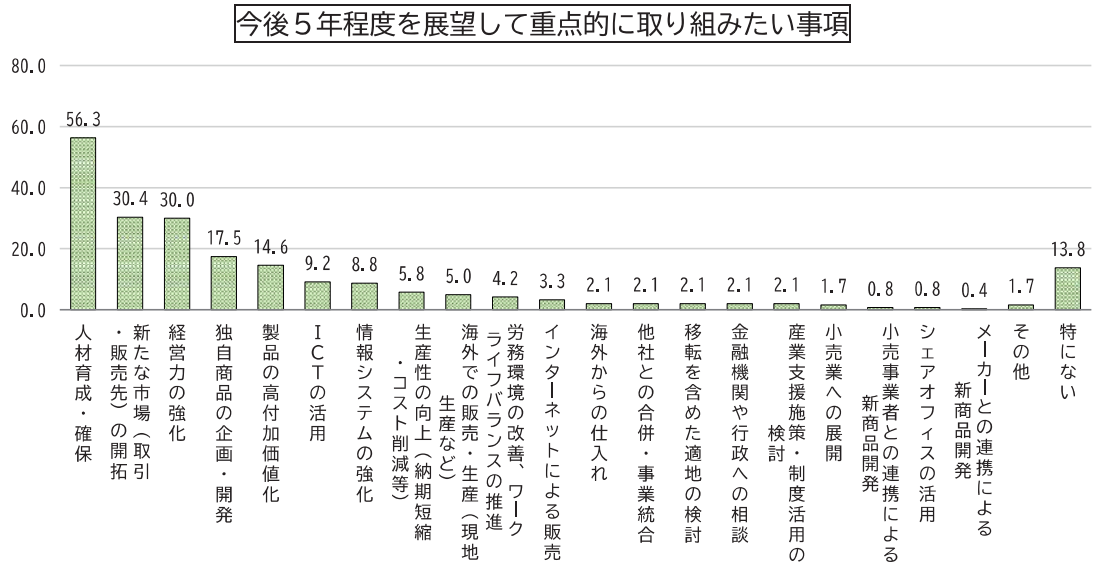
港区の環境や立地するメリット



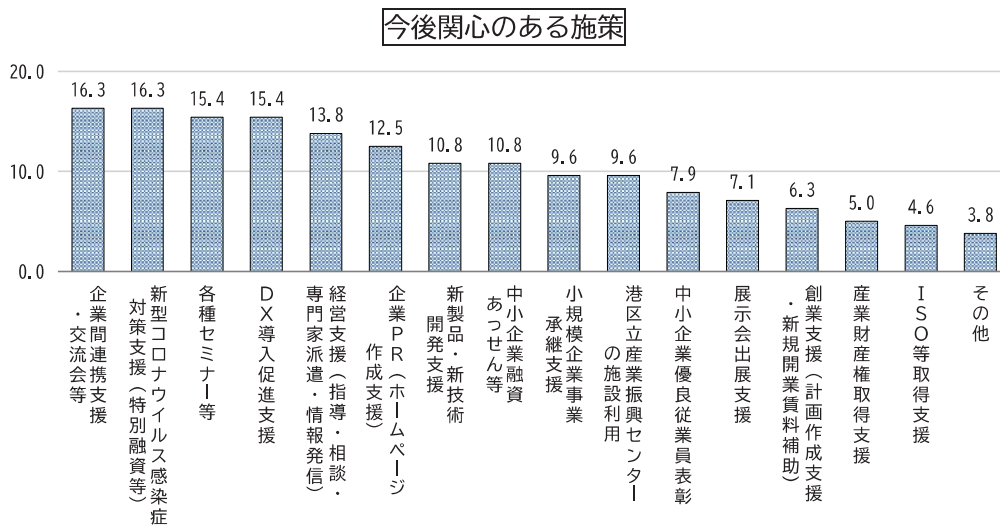
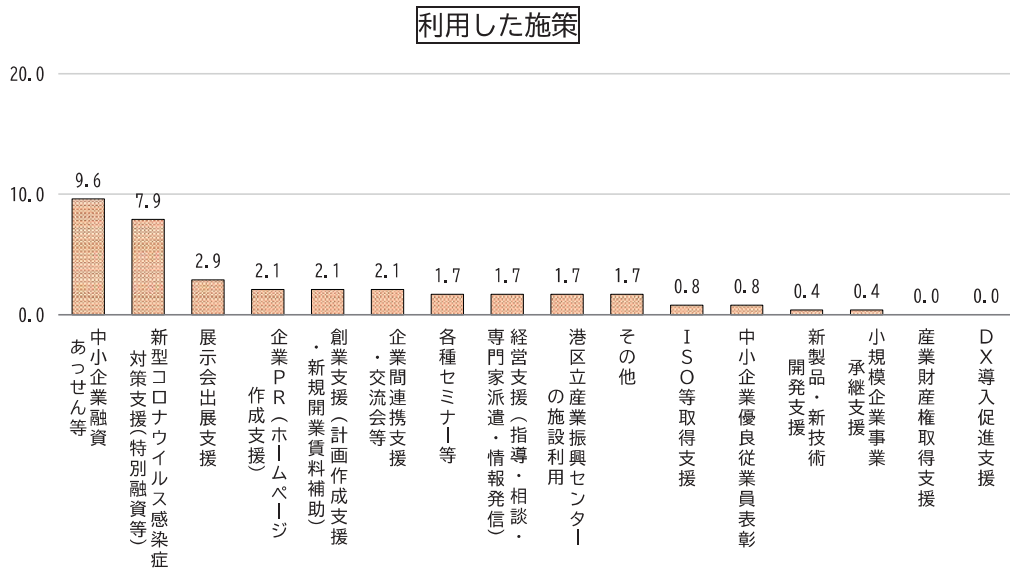
港区の環境や立地するデメリット



④ 事業活動における課題と方向性



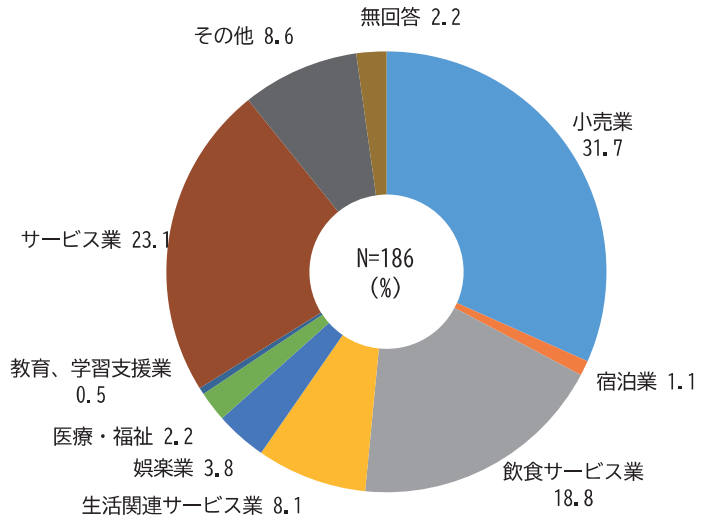
⑤ 事業活動への支援・ニーズ



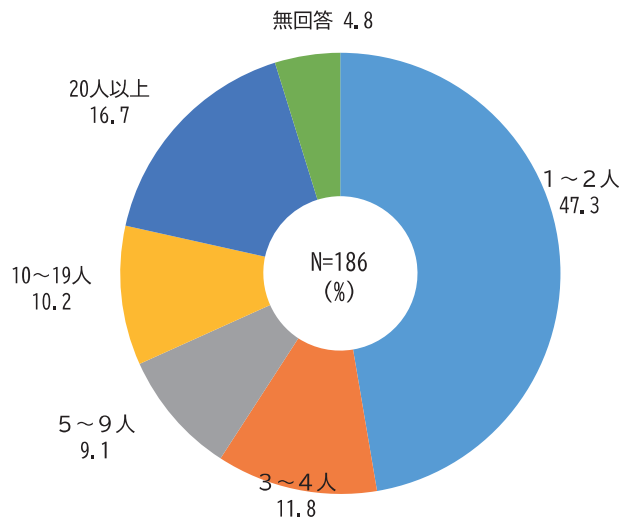
【商業・サービス業関連事業者】

① 事業所の属性

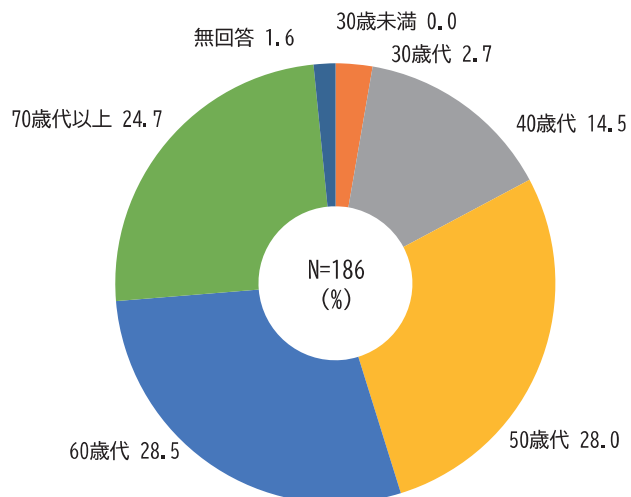
業種



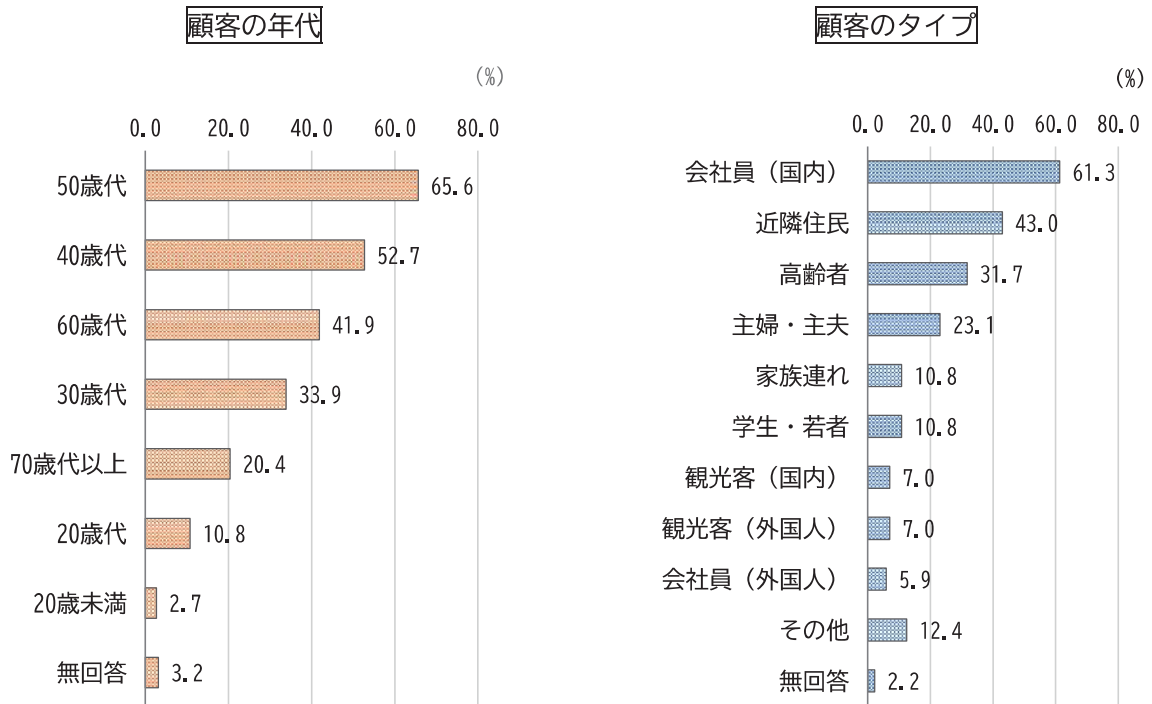
従業者の数



経営者の年代

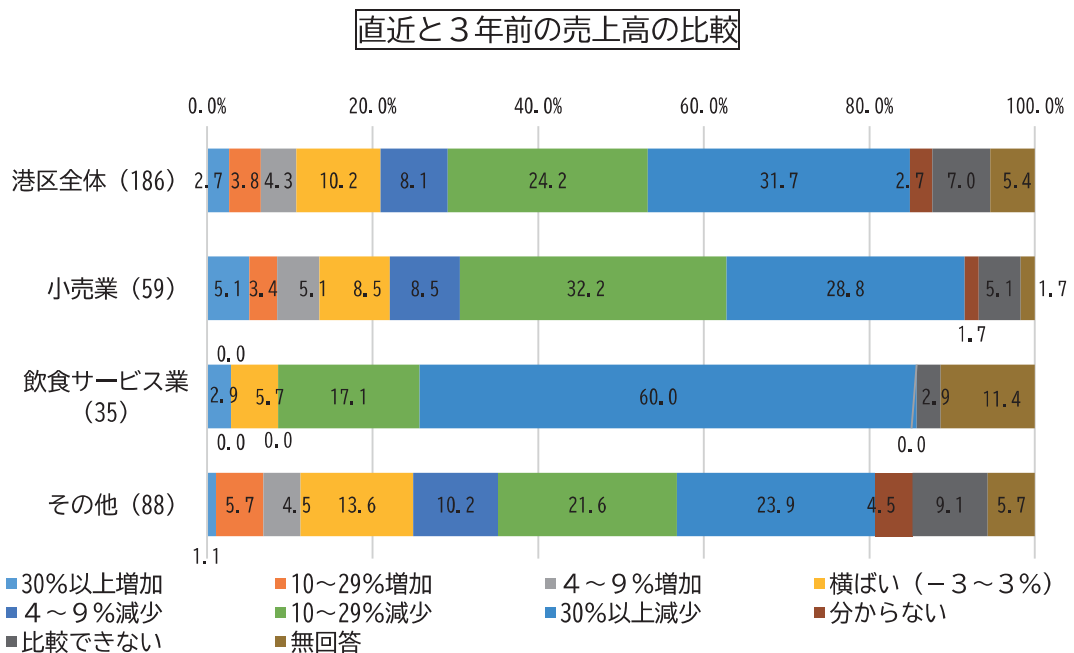


② 店舗・事業所の顧客



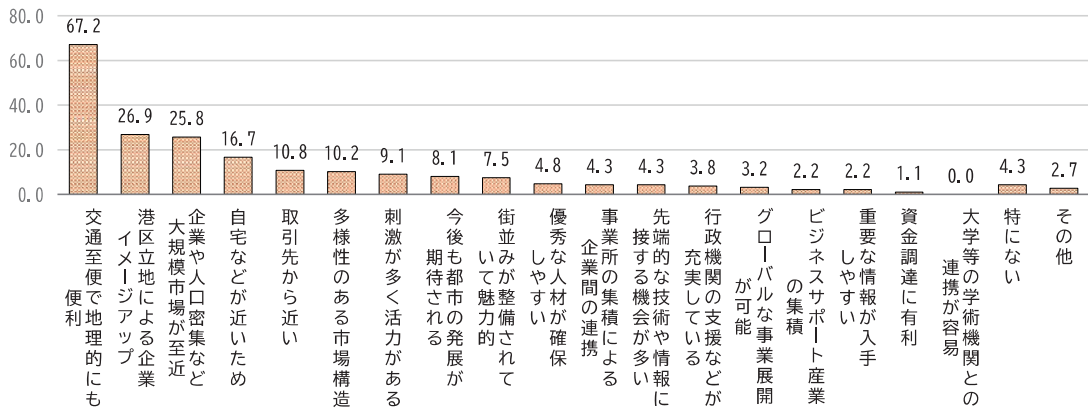
③ 経営状況

港区全体では、直近の決算年度と3年前を比較した売上高の変化について聞いてみると、「30%以上減少」が31.7%と最も多く、次いで「10~29%減少」が24.2%となっており、コロナ禍の影響により売上高が減少した事業所が多くなっています。

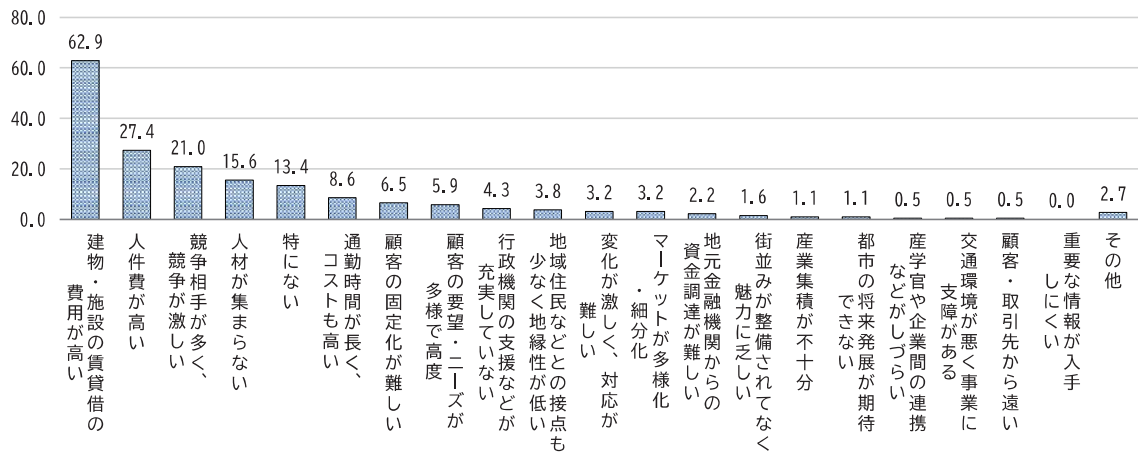


④ 立地環境

港区の環境や立地するメリット

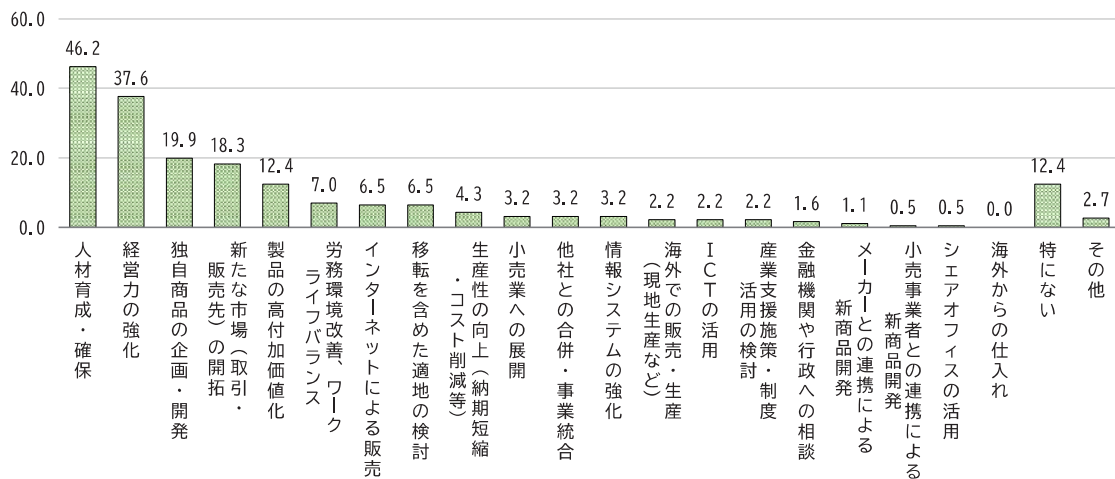


港区の環境や立地するデメリット



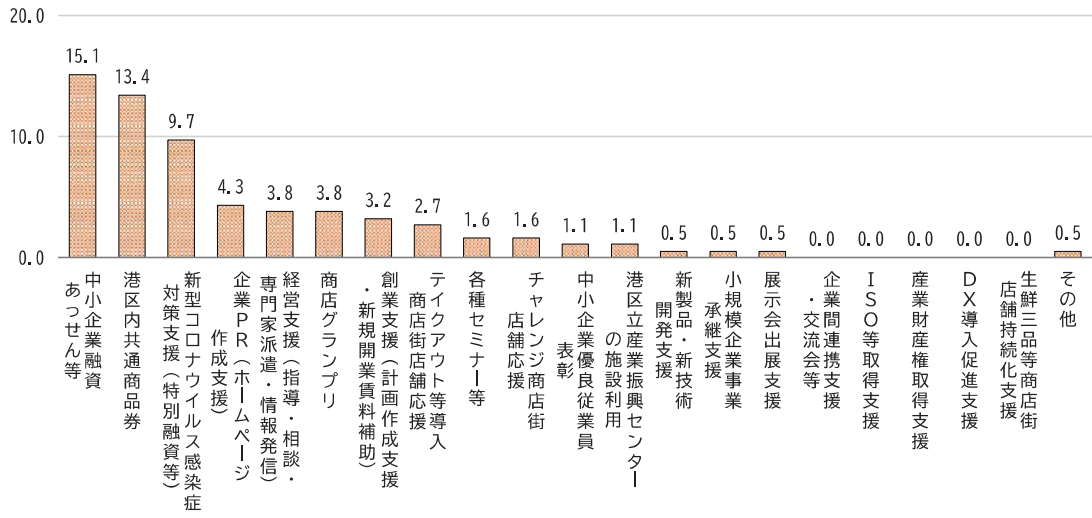
⑤ 事業活動における課題と方向性

今後5年程度を展望して重点的に取り組みたい事項

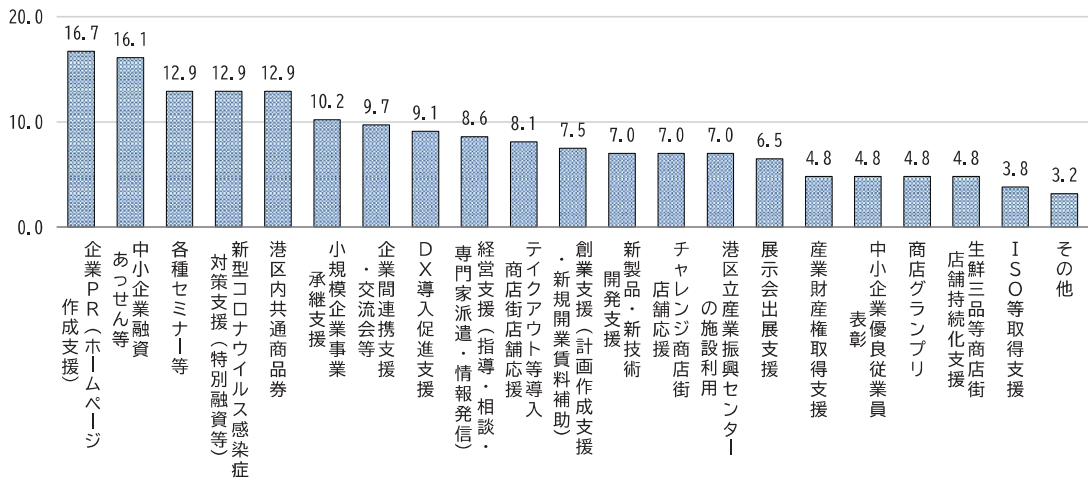


⑥ 事業活動への支援・ニーズ

利用した施策



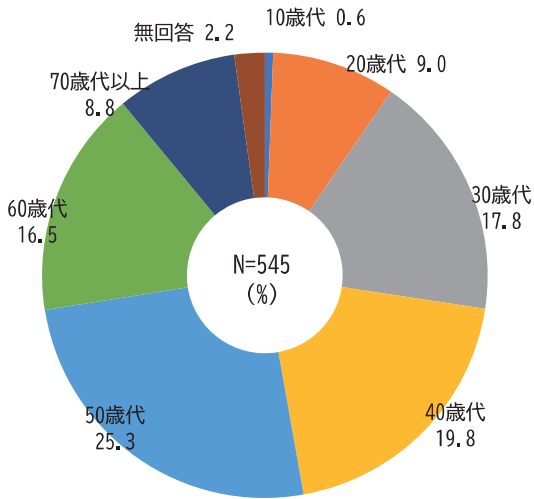
今後関心のある施策



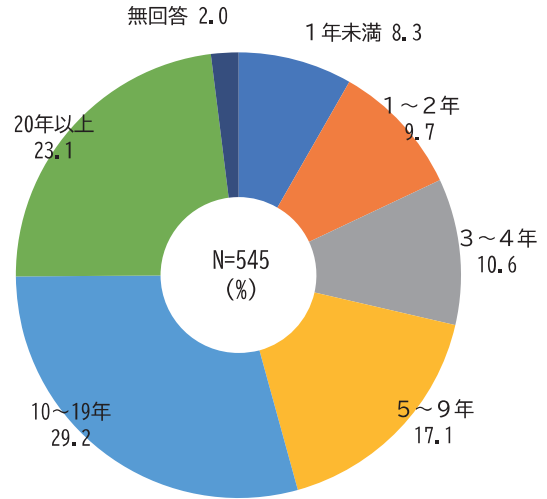
【区民】

① 回答者の属性

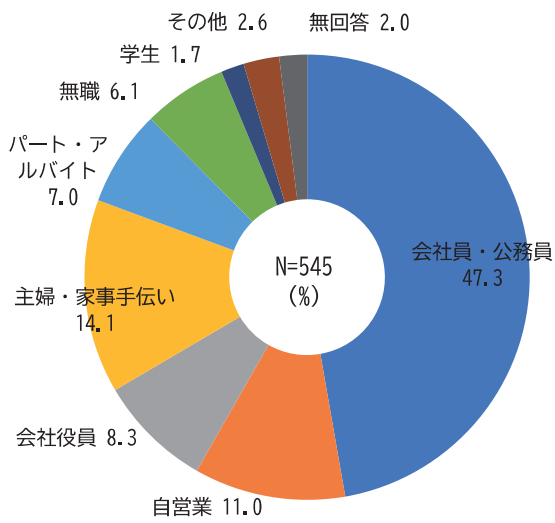
年代



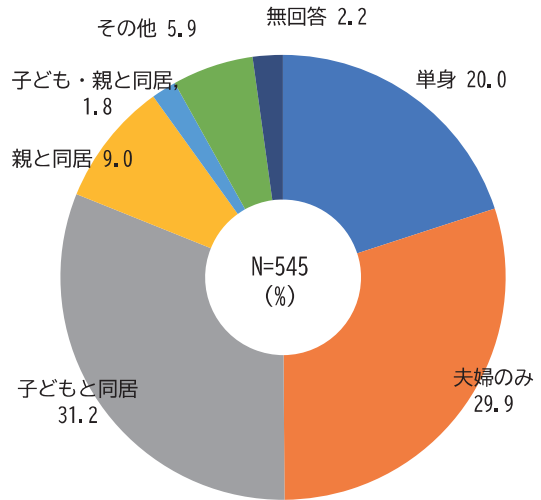
居住年数



職業

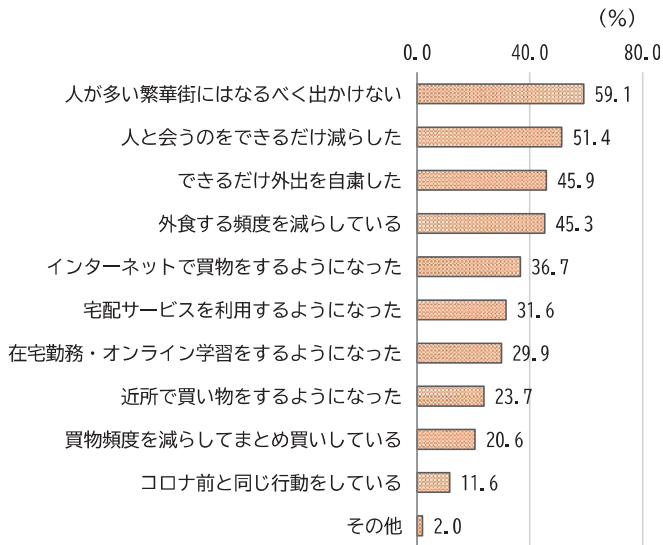


家族構成

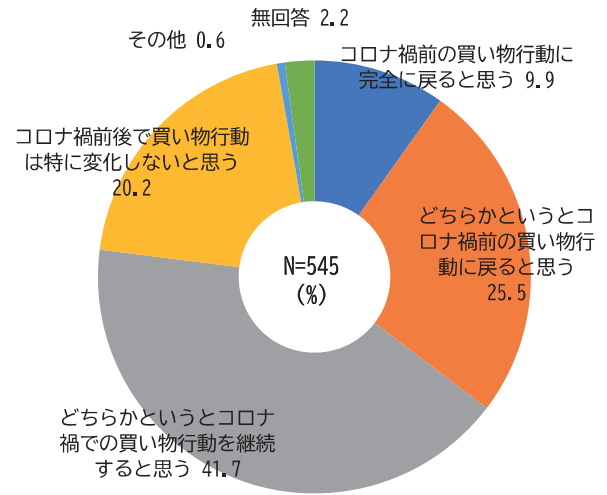


② 日頃の買い物

コロナ禍での買い物行動・意識

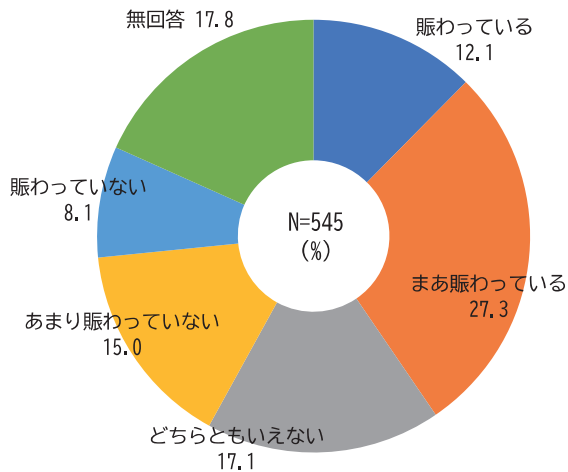


コロナ禍収束後の買い物行動

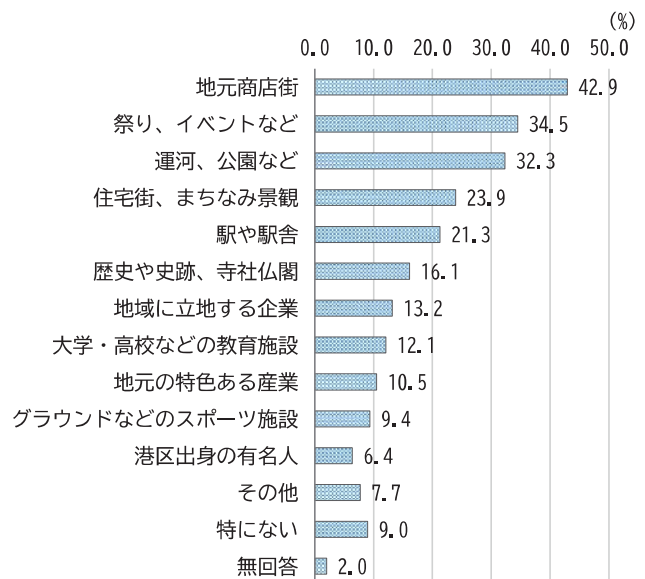


③ 自宅周辺の買い物環境

自宅周辺の商店街の賑わい



地域が賑わうために活用できると思われるもの



2. 産業団体等ヒアリング調査の概要

区内産業の現況整理及び事業者、住民へのアンケート調査に加え、産業団体及び商店会の現況や抱えている課題などを把握するため、ヒアリング調査を実施しました。

(1) 調査項目・ヒアリング対象

[調査項目]

1. 団体の概要
2. 景況感について
3. 団体の取組について
4. 課題・区への要望など

[ヒアリング対象]

◆ 産業団体

1	高輪工業会	5	東京都製本工業組合港支部
2	三田工業会	6	港区管工事防災協力会
3	東京都印刷工業組合港支部	7	港南振興会
4	東京グラフィックサービス工業会港支部		

◆ 商店会

1	ニュー新橋ビル商店連合会	6	白金北里通り商店会
2	芝神明商店会	7	東麻布商店会
3	三田商店街振興組合	8	六本木商店街振興組合
4	芝浦商店会	9	青山外苑前商店街振興組合
5	メリーロード高輪	10	赤坂通り商店会

(2) 産業団体等ヒアリング調査結果

区内の産業団体や商店会では、高齢化による事業承継や商店会組織の担い手不足などが共通した課題となっています。また、区に対し、産業団体からは有益な情報提供や融資等の資金繰り支援、商店会からは商店会加入のメリット促進や継続的な景気刺激策を求める声があります。

	課題	要望
産業団体	<p>◆団体の存続 会員数が減少し、会費のみで運営しているが、非常に厳しい状況にある。会員数を増やしていくためには、何かアピールできる活動が必要である。</p> <p>◆高齢化・後継問題 中心的に活動している方が高齢化し、後任もいない。後継問題は、若者が参加したくなるような魅力的なものとしていく必要があり、ただ継続してだけでなく、革新的なものが必要だと考える。</p> <p>◆円安・資源高の影響 円安や資源高により、電気代や燃料代、材料費などの高騰は影響が大きい。価格に転嫁できれば良いが、難しい。</p>	<p>◆区からの情報提供 上部団体などから情報提供を受け、会員にメール等で情報共有している。港区からも中小企業にとって有用な情報を提供してほしい。</p> <p>◆資金繰り支援 新技術に対する融資だけでなく、運転資金、設備資金など、既存のものに対しても支援してほしい。また、コロナ融資の返済が厳しく、手厚い支援があると中小の企業は助かる。</p> <p>◆区からの発注方法の工夫 港区内で使用するものは、区内の事業者に発注すべきという希望はある。</p>
商店街	<p>◆担い手不足 事務局のある商店街であればいいが、活動はほぼボランティアになるので、少人数の店舗は本業に影響があり対応できない。</p> <p>◆イベントの開催方法 イベントを開催してもその日だけで、商店街の利益として還ってこないため、開催方法を検討すべき。</p> <p>◆再開発との関係 再開発ビルができるとそこだけでまちなり、人が出てこなくなる。大規模商業ビルは様々な新しい発信によってまちにとってはプラスだが、来た人たちをまちに回遊させていくことが課題になる。</p>	<p>◆会員へのメリットを検討 区の助成金等を当てにして商店街へ加入することも多く、区の取組が有効になっているので、そういった商店街への加入を促すような取組がさらにあるとよい。</p> <p>◆継続した景気刺激策 スマイル商品券やキャッシュレスキャンペーンなどの景気刺激策は有効。ウィズコロナへ向けて社会のセンチメントが変化しても、しばらくは継続してほしい。</p> <p>◆補助金申請の簡易化 様々な補助制度があるが、申請にとっても手間がかかる。案件があっても、手間を考えると申請しなくてもいいという考えになるため、申請の簡略化を検討してほしい。</p>

9 関連計画等一覧

<p>港区まちづくりマスタープラン</p> <p>計画期間</p> <p>平成 29 年度からおおむね 20 年後</p>	<p>都市計画に関する基本的な方針を示す港区の街づくり分野の最上位の計画です。港区における今後のまちづくりの“道しるべ”となり、区民、企業等、行政がまちの将来像を共有するためのよりどころとなるものです。</p>
<p>港区生活安全行動計画</p> <p>計画期間</p> <p>令和 6 年度～令和 8 年度</p>	<p>防犯、防火などの生活安全の観点から区を取り巻く課題を示し、今後の方向性と取組を具体的に明らかにするアクションプランです。</p>
<p>港区国際化推進プラン</p> <p>計画期間</p> <p>令和 3 年度～令和 8 年度</p>	<p>国籍や民族が異なる人々が文化的違いを認め合いながら、一人ひとりの人権を尊重し、地域社会の一員としてともに考え、行動し、支え合う「多文化共生社会」の実現をめざすための計画です。</p>
<p>港区観光振興プラン</p> <p>計画期間</p> <p>令和 6 年度～令和 8 年度</p>	<p>都市観光のあり方や観光事業の体系的整理、推進体制、経済効果等を検討し、観光振興による商店街や中小企業、商業と産業の活性化をめざす基本的な方向性を示す計画です。</p>
<p>港区生涯学習推進計画</p> <p>計画期間</p> <p>令和 3 年度～令和 8 年度</p>	<p>区における生涯学習を推進する体制を整えるとともに、全ての人の学びの意欲に応え、学習の成果を生かせるよう自主的な学習支援に取り組むための基本的な考え方や施策を示した計画です。</p>
<p>港区DX推進計画</p> <p>計画期間</p> <p>令和 3 年度～令和 8 年度</p>	<p>区民生活に関わるデジタル環境の変化に的確に対応するとともに、港区基本計画で示された目標の実現に向けて、DXの視点から施策の方向性を示す計画です。</p>
<p>港区男女平等参画行動計画</p> <p>計画期間</p> <p>令和 3 年度～令和 8 年度</p>	<p>あらゆる分野・施策に男女平等参画・女性活躍の視点を反映させ、全ての人が性別等にとらわれず自分らしくゆたかに生きることのできる男女平等参画社会の実現に向けた計画です。</p>
<p>港区シティプロモーション戦略</p> <p>策定時期</p> <p>平成 28 年度</p>	<p>港区の魅力やブランドを国内外に広く発信し、世界中から人を呼び込み、区内での回遊と消費を促し、地域を活性化させることを目的とした戦略です。地域活性化を通じて、区民の地域への愛着や誇り（シビックプライド）がより一層醸成される好循環の創出をめざします。</p>

※関連計画等の詳細は右の二次元コードからご確認いただけます。



図表 産業特性レーダーチャート作成のための各産業指標の出典及び算出方法

類型	項目	出典/算出方法	単位	基準年
経済規模	付加価値額	・ 総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」 ・ 売上高－費用総額＋給与総額＋租税公課（費用総額＝売上原価＋販売費及び一般管理費）	億円	令和3年
	地域内総支出	・ 地域経済分析システム「地域経済循環マップ」－「支出分析」－「総支出（地域内ベース）」	億円	平成30年
	昼夜間人口比率	・ 総務省「国勢調査」より算出	%	令和2年
人材の多様性	女性就業者割合	・ 総務省「国勢調査」 ・ 「就業状態等基本集計（労働力状態，就業者の産業・職業など）」に掲載されている15歳～64歳の女性就業者数を、同調査に掲載されている15歳～64歳の総就業者数で除して算出	%	令和2年
	外国人就業者割合	・ 総務省「国勢調査」 ・ 「就業状態等基本集計（労働力状態，就業者の産業・職業など）」に掲載されている15歳以上外国人就業者数を、同調査に掲載されている15歳～64歳の総就業者数で除して算出	%	令和2年
	高齢者就業者割合	・ 総務省「国勢調査」 ・ 「就業状態等基本集計（労働力状態，就業者の産業・職業など）」に掲載されている65歳以上就業者数を、同調査に掲載されている15歳～64歳の総就業者数で除して算出	%	令和2年
人材雇用	昼間人口	・ 総務省「国勢調査」	人	令和2年
	民営事業所数	・ 総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」	事業所	令和3年
	従業者数	・ 総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」	人	令和3年
ビジネスの活力	労働生産性	・ 総務省・経済産業省「経済センサスー活動調査」 ・ 港区の民営事業所における付加価値額を従業者数（公務を除く）で除して算出。	百万円/人	令和3年
	創業比率	・ 地域経済分析システム「企業活動マップ」－「企業情報」－「創業比率」	%	平成26年～平成28年
	特許取得件数	・ 地域経済分析システム「企業活動マップ」－「研究開発」－「特許分布図」	件	令和4年

- ※1 付加価値額：企業が事業活動によって生み出した価値を数値で表したもの。
 ※2 地域内総支出：「総支出」とは、消費額や投資額等、住民や企業等が支出した金額の総額（「民間消費」と「民間投資」と「その他支出」を合算した値）をいう。「総支出（地域内ベース）」とは、当該地域内に支出される場合をいう。
 ※3 労働生産性：各民営事業所における従業員一人当たりの付加価値額を表したもの
 ※4 創業比率：ある特定の期間において、「新設事業所（又は企業）を年平均にならした数」の「期首において既に存在していた事業所（又は企業）」に対する割合

<港区版ふるさと納税制度>

港区版ふるさと納税制度は、寄付を通じて活力あふれる地域共生社会の基盤づくりを推進するため、「納税者が自ら寄付先を選択し、地域を応援する」というふるさと納税制度本来の趣旨を踏まえ、返礼品によらず、寄付者自身が寄付の使い道を選択し、区の間組を応援していただく制度です。12の活用先のうち、「産業・地域振興・観光分野」を指定して寄付をすることができます。